

政府系金融機関の融資制度

○国民生活金融公庫：災害貸付

- ①対象：災害により被害を受けた方
- ②融資額：各融資制度の限度に1災害あたり上乘せ3,000万円
- ③融資利率：国民生活金融公庫所定の利率
- ④返済期間：10年以内

国民生活金融公庫 金沢支店 TEL (076)263-7191

○中小企業金融公庫：災害復旧貸付

- ①対象：指定された災害により被害を被った中小企業のかた
- ②対象資金：災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
- ③融資限度：直接貸付 別枠1億5,000万円
代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円
- ④融資利率：中小企業金融公庫所定の利率
(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)
- ⑤融資期間：設備資金 10年以内(うち据置2年以内)
運転資金 10年以内(うち据置2年以内)

中小企業金融公庫 金沢支店 TEL 076-231-4275

○商工組合中央金庫：災害復旧資金

- ①対象：直接被災事業者 災害によって、その資産が直接的に被害を受けた事業者
間接被災事業者 自らは災害による被害を受けていないが、販売先等が被災事業者であることにより被災債権【注】を有する事業者、および被災債権を有さないものの売上や仕入れに支障を来している事業者

【注】「被災債権」とは、被災地区の被災事業者を支払人とする受取手形または売掛金等の売上債権で災害により回収が遅延または困難となった債権をいいます。

- ②対象資金：設備資金 既存事業設備の復旧のために必要な設備資金
運転資金 a) 棚卸資産の被災による不足運転資金、b) 被災設備の補修に充当したため生じた不足運転資金、c) 災害による事業休止等のため生じた不足運転資金、d) 販売先の被災に伴い売上債権の回収が遅延、困難化したため生じた不足運転資金、e) 輸送機関の活動不円滑に伴う出荷遅延、代金回収遅延等により生じた不足運転資金、f) その他必要と認められる運転資金

③貸付金額：商工組合中央金庫所定の金額

④貸付利率：商工組合中央金庫所定の利率

ただし、指定の被災地域に事業所を有する直接被災事業者、および被災債権を有する間接被災事業者については以下の優遇利率が適用できます。

長期資金 長期プライムレート(当初10年間、以降5年毎見直し)

短期資金 短期プライムレート

⑤貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 10年以内(うち据置期間3年以内)

商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076(221)6141